

厚生労働科学研究費補助金（食の安全確保推進研究事業）  
「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究」  
分担研究報告書

**食品汚染物質部会における国際規格策定の検討過程に関する研究**

分担研究者 登田美桜 国立医薬品食品衛生研究所  
研究協力者 森川 想 東京大学法学政治学研究科  
研究協力者 畝山智香子 国立医薬品食品衛生研究所

研究要旨：Codex 委員会の食品汚染物質部会（CCCF）は、食品及び飼料中の汚染物質と天然由来の毒素に関連する消費者の健康保護と公正な取引を目的に科学的根拠に基づいた国際規格の検討や勧告を行う部会である。Codex 規格は WTO/SPS 協定上の国際基準であるが、我が国の食品汚染物質の規制の中には Codex 規格との整合性がとれていないものが複数あり、それらは今後の国際貿易において貿易障壁を生じさせる可能性がある。よって、本研究では CCCF での議論の動向等を調査して要点を整理するとともに、今後の我が国の食品安全行政の課題を指摘することを目的とした。調査対象として、今後の食品安全行政に特に重要になると考えられる課題を選択した。

**A. 研究目的**

**A-1 . 食品安全行政の国際化対応研修**

食品を含む国際貿易に関する二国間・多国間協定締結に向けての議論が進み、厚生労働省の食品安全行政は国際的に整合性のある科学に基づく対応がこれまで以上に求められている。しかしながら、規制は科学的根拠に基づかなければならないとする国際的観点から見ると、現行規制は改善すべき点が多い。この現状を受けて、当研究班は担当部署からの依頼により、国際化戦略の一環として食品安全行政に係わるメンバーの研修実施を実施することとなった。同様の研修は、海外の食品安全担当機関で一般的に行われており、農林水産省消費・安全局でも若手研修の一部として定期的に行われている。

本研修の目的は、FAO/WHO、Codex 委員会及び各国の食品安全担当機関での取り組みを知ることにより、我が国の食品安全規制をどのように改善すればより科学的に正当化できるのかを学ぶことである。特に、規制は科学的根拠に基づくものであるべきと定め、Codex 規

格を自国規制に取り入れることを奨励している SPS 協定の枠組みに添った考え方と対策（基準値の設定等）ができるなることに焦点をあてた。そうすることで、貿易相手国から自国規制が厳しすぎると訴えられた場合に、国際的に受け入れられている科学に基づく対応を可能にし、たとえ WTO 紛争になっても負けないこと、さらに、国際的に貢献できる国として他国からの信頼にもつながるものである。

**A-2 . Codex 食品汚染物質部会（CCCF）**

CCCF は、食品に関わる消費者の健康保護と公正な取引の保証を目的に、食品及び飼料中の汚染物質及び天然由来の毒素について、科学的根拠に基づき国際基準（最大基準値、ガイドライン値）、分析・サンプリング法、実施規範（COP）等の検討や勧告を行っている。これらは、Codex 総会で最終採択されると Codex 規格となる。WTO/SPS 協定では、貿易される食品の安全に関する WTO 加盟国の措置は、Codex 規格が存在する場合にはそれらに基づくべきとしているため、我が国の規制もより厳

しくすることの科学的根拠を示すことが出来なければ Codex 規格に合わせることが求められる。しかしながら、我が国の関連規制には Codex 規格と整合性がとれていないものが複数あり、解決しなければならない課題となっている。従って、本研究では、我が国の食品安全行政の国際対応の改善に役立てるため、CCCF での議論の動向をまとめ、我が国の国際貿易への影響と課題についてまとめることを目的とした。特に、今年度は第 8 回、9 回 CCCF 会合で検討された最大基準値 (ML) やガイドライン値 (GL) の設定に関する議題に着目した。

## B. 研究方法

### B-1 . 食品安全行政の国際化対応研修

本研修は、FAO/WHO、コーデックス委員会及び各国の食品安全担当機関での取り組みを熟知している専門家を招聘し、主に厚生労働省医薬食品局食品安全部の職員を対象に、次の項目について全 11 回実施した。

#### 講師

- ・農林水産省顧問：山田友紀子 博士
- ・厚生労働省食品安全部参与：吉倉廣 博士
- ・山口大学共同獣医学部：豊福肇 教授
- ・国立医薬品食品衛生研究所食品部：渡邊敬浩 博士

#### 実施内容

- ・食品安全行政の国際化とは？
- ・リスクアナリシスについて
- ・Codex について
- ・微生物のリスク管理と評価
- ・分析の目的と実行
- ・汚染物質のリスク管理と評価
- ・農薬・動物用医薬品の MRL 設定
- ・食品添加物規制の考え方

### B-2 . Codex 食品汚染物質部会 (CCCF)

CCCF 及びコーデックス食品添加物汚染物質部会 (CCFAC : 現 CCCF 及び CCFA) 報告書、JECFA 報告書、コーデックス連絡協議会

会議資料及び以下の参考資料を、一部抜粋又は参考にした。

- ・コーデックス連絡協議会  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/codex/07.html>  
<http://www.maff.go.jp/j/study/codex/>
- ・西嶋康浩(2008), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 2 回食品汚染物質部会」, 『食品衛生研究 Vol.58, No.7』, pp.31-39
- ・西嶋康浩(2009), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 3 回食品汚染物質部会」, 『食品衛生研究 Vol.59, No.7』, pp.35-41
- ・入江芙美(2010), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 4 回汚染物質部会」, 『食品衛生研究 Vol.60, No.8』, pp.33-41
- ・内海宏之(2011), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 5 回汚染物質部会」, 『食品衛生研究 Vol.61, No.7』, pp.35-45
- ・仲川玲(2012), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 6 回食品汚染物質部会」, 『食品衛生研究 Vol.62, No.8』, pp.39-51
- ・登田美桜(2013), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 7 回食品汚染物質部会」, 『食品衛生研究 Vol.63, No.9』, pp.47-62
- ・登田美桜(2014), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 8 回食品汚染物質部会」, 『食品衛生研究 Vol.64, No.10』, pp.17-33

## C. 研究結果及び考察

### C-1 . 食品安全行政の国際化対応研修

我が国の食品安全行政における科学的根拠に基づいた国際対応能力を向上させることを目的として、2014 年 10 月～2015 年 1 月に「食品安全行政の国際化対応研修」を全 11 回実施した。

本研究班で研修全 11 回を通じたレビューを行った結果、なるべく実践を想定した演習を含める方が良いこと、研修は対象者・内容を限定し、短期間に集中して実施するのが有効である

ことなどが指摘された。また、研修資料を今年度の研修用だけでなく有効活用できるようにするために、食品安全行政担当者以外にも食品安全について科学的に学びたい人(企業、大学院生等)を対象読者とした研修ノートに仕上げるのが有用であり、最終的には専門書として出版することも検討することとなった。

## C-2 . Codex 食品汚染物質部会 (CCCF)

本研究で調査対象にした食品中汚染物質に関して、CCCFにおける議論の概要と我が国の今後の課題についてまとめた。

### 1) コメ中のヒ素について

第72回 JECFA 会合(2010)において、無機ヒ素の暫定耐容週間摂取量 (PTWI) が取り下げられ、無機ヒ素への暴露は飲料水中の存在と強く関連していると強調されたことを受けて、第4回 CCCF において、灌漑用水や調理用水を介した暴露への懸念から、イランがコメ中のヒ素の ML 設定を新規作業とすることを提案した。第34回総会で新規作業として承認された後に、電子作業部会 (EWG) (議長国: 中国、共同議長国: 日本) が設置されて検討がなされてきた。

第8回会合では、精米と玄米のそれぞれに無機ヒ素の ML を設定することが合意された。さらに、精米中の無機ヒ素の ML 案(0.2 mg/kg) がステップ 5/8 で第37回総会に送られ、最終採択された。

一方、玄米中の無機ヒ素の ML 案は合意に至らず議論が継続中である。第9回会合では、0.35 mg/kg を ML 案としてステップ 5 で予備採択するよう第38回総会に諮ることで合意した。また、精米及び玄米のいずれにおいても、コメ中の無機ヒ素の ML を適用するにあたり、コメ中の総ヒ素分析のスクリーニングを認めている。

## 我が国の課題

JECFA の再評価では、PTWI が取り下げられ、安全とされる量は設定できないことからヒトによる無機ヒ素の摂取量は可能な限り低減すべきと結論された。食品由来の無機ヒ素は、コメを主食とする地域ではコメと水が主な暴露源であることが指摘されている。従って、我が国で食品由来の無機ヒ素による健康リスクを下げるためには、コメ由来の暴露量を減らさなければならない。2014年に精米中の無機ヒ素の ML が設定され、玄米中の ML についても議論が進んでいることから、今後は Codex 委員会だけでなく様々な国でもコメ中の無機ヒ素を規制する動きが広がるものと考えられる。この状況を受けて、我が国でも、消費者におけるコメ由来の無機ヒ素暴露量とリスクの程度を確認した上で、リスク管理としてどのような策があるのかを検討しなければならない時機にきている。さらに、もし基準値を設定する場合には、Codex 規格を導入した場合の国民の健康リスクの評価を食品安全委員会へ諮問することになるため、そのことを想定した準備も必要であろう。また、食品汚染物質によるリスクの中で無機ヒ素は最も高い部類に入ること、しかも主食のコメが主な暴露源であることが消費者には依然として認識されていないのが現状である。そのため、今後、無機ヒ素によるリスクの科学的根拠を、消費者の不安を煽らず、理解しやすいように伝えるにはどのようにすれば良いのか考えることも大きな課題である。

コメ中のヒ素に関する ML 設定と汚染の防止及び低減化に関する実施規範 (COP) 策定の両議題の EWG において、日本(農林水産省、消費・安全局が担当)がそれぞれ副議長国、議長国として中立な立場で科学的根拠に基づいた討議文書の作成を行っており、その貢献は Codex 事務局や FAO/WHO 代表、他の参加国からの信頼を受けている。このように、CCCF において議長国・共同議長国として討議文書の作成に携わったり、EWG での議論へのコメン

ト提出や適切に測定された汚染実態データの提出を行うことが他国からの信頼度を高め、日本からの発言に耳を傾けて貰えることにもつながる。

## 2) 各種食品中の鉛について

加工果実・野菜部会（CCPFV）で個別規格にかわり果実・野菜缶詰の一般規格が策定されたことを受けて、関連品目中の汚染物質（鉛及びスズ）の ML を「食品および飼料中の汚染物質および毒素に関する Codex 一般規格（GSCTFF）」でどのように取り扱うかが議論されることになり、第 35 回総会（2012 年）で新規作業として承認された。また第 73 回 JECFA（2010）の再評価において、鉛への暴露に関して用量反応分析で閾値を導出できないとして以前に設定された暫定耐容週間摂取量（PTWI）が取り下げられた。

現在 CCCF では EWG（議長国：米国）が設置され、野菜・果実缶詰、及び鉛による影響を受けやすい乳幼児にとって重要な品目を対象に ML の見直しを行っている。鉛の摂取について、JECFA の評価で安全とされる量は設定できないと結論されたことから、CCCF では ALARA 原則に従って直近 10～15 年間の汚染実態データをもとに現行 ML 又はより低い数値の仮定 ML を適用した場合に国際貿易で排除されるであろう検体の割合（EWG では cut-off 値を 5%未満と設定）を比較して ML 案が提示されている。

これまでに、第 8 回会合で合意された乳幼児用調整乳・医療用調整乳・フォローアップミルクの ML が“消費される状態（as consumed）”の注釈付きで総会で最終採択されている。

第 9 回会合では、直接消費用の果実飲料及びネクター（ベリー類及び小型果実類、パッションフルーツを原料とするものを除く）、果実缶詰（ベリー類及び小型果実類を原料とするものを除く）、野菜缶詰（アブラナ科野菜、葉菜類、マメ科野菜を原料とするものを除く）、ベリー類及び小型果実類（クランベリー、カラント、

エルダーベリーを除く）、マメ科野菜類、アブラナ科野菜類、及び果菜類（菌類及びきのこ類を除く）の ML 引き下げ案について、ステップ 8 又は 5/8 で第 38 回総会に諮ることで合意された。

## 我が国の課題

我が国では、食品中の汚染物質としての鉛の基準値は設定していない。その代わりに、トータルダイエツスタディ（TDS）によって鉛の暴露量が低いことを確認している。しかしながら、Codex 規格があるものについては、国内での基準値設定の必要性を検討した上で、必要と判断された場合には Codex 規格の導入も考慮して基準値設定をリスク管理オプションの 1 つとして考えなければならない。従って、まずは国内消費者の鉛暴露量がどの程度で、主要暴露源の品目は何か、さらに低減する必要があるのか、そして基準値設定が有効措置なのかを検討すべきであろう。

## 3. 穀類及びその製品中のデオキシニバレノール（DON）について

デオキシニバレノール（DON）は、赤カビ病の病原菌であるフザリウム属（主に、*Fusarium graminearum* (*Gibberella zeae*)と *F. culmorum*）により産生されるトリコテセン系かび毒である。DON は、小麦、大麦、オーツ麦、ライ麦、トウモロコシなどの穀類で発生し、しばしばコメ、ソルガムおよびライ小麦でも発生する。

穀類及び穀類製品中の DON の ML 設定が第 33 回総会（2010 年）で新規作業として承認され、これまで CCCF では、未加工の穀類（小麦、大麦、トウモロコシ）、小麦、大麦及びトウモロコシを原料とするフラワー、セモリナ、ミール、フレーク、穀類を主原料とする乳幼児用食品、に適用する ML 案が検討されてきた。しかしながら、輸出国側と輸入国側で ML 設定の対象品目と数値の両方について意見が一致せず、合意に至るのが難しい状況が数年間

続いていた。

第 9 回会合では妥協案として対象品目の内容・注釈を変更し、加工向け穀類（小麦、トウモロコシ、大麦）2 mg/kg、小麦、トウモロコシ又は大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク 1 mg/kg、乳幼児用穀類加工品 0.2 mg/kg（乾物のまま適用；乳児（生後 12 ヶ月まで）及び幼児（12～36 ヶ月）向けの穀類を主原料とする全ての食品）という ML 案でステップ 8 として第 38 回総会に諮ることが合意された。

#### 我が国の課題

本議題が 2015 年 7 月開催予定の第 38 回総会で最終採択された場合には、直ちに我が国へ影響が及ぶと考えられる。何故なら、我が国では小麦中の DON について暫定的基準値 1.1 ppm（平成 14 年 5 月 21 日、食発第 0521001 号）が設定されているが、CCCF の ML 案（加工向け穀類：2 mg/kg）と整合性がとれていない。従って、この ML 案が最終採択されると SPS 協定上の国際基準となり、我が国が Codex 規格よりも厳しい値を採用しているのは国際貿易において不当であると指摘される可能性があり、より厳しい値を採用している正当性を科学的根拠に基づき示さなければならない。しかしながら、現行の暫定的基準値の設定根拠は非常に保守的な視点で設定されたものであり、対象品目中の汚染の分布や消費者の暴露量評価も実施していないため、SPS 協定に則った Codex のリスク評価の要件を満たしていない。

ゆえに、我が国の暫定基準値の見直すために、なるべく速やかに消費者の暴露評価を実施して現行基準値と Codex 規格を導入した場合のリスクの変化を検討し、大きな変化が見られない場合には現行基準値の緩和を行うことが適当であると考えられる。ただし基準値を緩和した場合には、消費者からリスクが大きくなるのではと心配する声があがることも想定され、緩和理由を科学的に分かり易く伝えることの準備も同時に勤めておく必要がある。

#### **4. トウモロコシ及びその製品中のフモニシンについて**

フモニシン（F）はフザリウム属により産生されるかび毒で、A、B、C、P の 4 群があり、FB<sub>1</sub>、FB<sub>2</sub>、FB<sub>3</sub>、FB<sub>4</sub> が食品中に存在する（注：汚染で問題になるのはほぼ FB<sub>1</sub> と FB<sub>2</sub> で、毒性が強いのは FB<sub>1</sub>）。

トウモロコシ及びトウモロコシ製品のフモニシン（FB<sub>1</sub>+FB<sub>2</sub>）の ML 設定とサンプリングプランが第 32 回総会（2009 年）で新規作業として承認され、CCCF では EWG（議長国：ブラジル、共同議長国：米国）で作成した討議文書をもとに検討がなされた。最終的には、第 8 回会合において未加工トウモロコシについて 4000 µg/kg、トウモロコシフラワーおよびトウモロコシミールについて 2000 µg/kg とする ML 案が合意され、第 37 回総会（2014 年）で最終採択された。ただし、トウモロコシを主食とする諸国からより低い値を求める強い意見がだされたため、将来的な ML の再検討を見据えて、JECFA が 3 年以内に暴露評価を行うことが確認された。JECFA は、フモニシンも含めたかび毒の評価を暫定的に 2016 年に予定している。

#### 我が国の課題

我が国では、食品中のフモニシンの基準値は設定されていない。しかし、Codex での作業を受けて内閣府食品安全委員会では平成 26 年度自ら行う食品健康影響評価の案件候補としてフモニシンを挙げている。我が国はフモニシンの主な暴露源となるトウモロコシを主食にせず消費量が少ないため、食品汚染物質の中でもリスク管理上の優先順位は高くないが、もし食品安全委員会で評価が実施された場合には、その結論を受けて国内でのリスク管理をどうするのか、まずは基準値設定に限らず広く検討しなければならない。また Codex 規格が新たに設定されたことで、国際基準との整合性をもつ意味でも検討は必要と言える。

## 5. 直接消費用落花生中のアフラトキシンについて

Codex 規格では、総アフラトキシン (AFB<sub>1</sub> + B<sub>2</sub> + G<sub>1</sub> + G<sub>2</sub>) の ML がアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツ、ピスタチオ及び乾燥イチジクを対象に設定されている。これらのうち、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ及びピスタチオについては、「加工用"destined for further processing" (15 µg/kg)」と「直接消費用"ready-to-eat (RTE)" (10 µg/kg)」の2つが設定されているのに対し、落花生は「加工用 (15 µg/kg)」のみである。

インドから、RTE 落花生の国際的な貿易量が増加しているにも係わらず、Codex 規格がなく各国の基準が異なることが国際貿易の障壁になっているため RTE 落花生の ML 設定をすべきと提案され、第 37 回総会 (2014 年) で新規作業として承認された。

CCCF では EWG (議長国：インド) が設置され、第 9 回会合では RTE 落花生の総アフラトキシンの ML 案として 10 µg/kg が提案された。しかしながら、この値は汚染実態データの分布を考慮せずに既存のツリーナッツ類の ML に準じて提案されたものであり、ML 設定の原則には則っていない。また、RTE 落花生の定義が明確にされていないことを懸念する意見も複数出されていた。第 9 回会合では最終的に、RTE の定義については GSCTFF での定義「食品原材料として使用される前、さもなくば食用としての加工又は提供の前に、アフラトキシン濃度を低減する追加の加工/処理を受けることが意図されていないもの」を採用し、複合原料からなる調製品は除くこととなった。しかしながら、議長国インドが raw shelled peanuts や raw-in-shell peanuts も RTE 落花生に含まれるとの主張を変えないため、その定義の解釈について今後も多少の混乱が生じる可能性はある。

この議論については、直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値を 4、8、10 または 15

µg/kg と仮定した場合に想定される各々の ML 超過率の算出及び暴露評価を JECFA に依頼することが合意され、それらが終了するまでステップ 4 に留め置くこととなった。JECFA では、かび毒の評価を暫定として 2016 年に予定している。

## 我が国の課題

我が国には、RTE 落花生の定義に該当する貿易製品にはどのようなものがあるのかを確認し、それらの適切な検査データを GEMS/Food データベースに提出できるように準備しておくことが求められている。

## 6. チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムについて

エクアドルからの提案を受けて、第 37 回総会においてチョコレートおよびカカオ製品中のカドミウムの ML 設定を新規作業とすることが承認された。その後設置された EWG (議長国：エクアドル、共同議長国：ガーナ・ブラジル) で議論がなされていた。しかしながら、EWG では多様な意見が出て合意に至ることが難しかったとして、第 9 回会合では本議題をステップ 2/3 に差し戻し、再度 EWG を設置して次回会合に向けて議論を継続することとなった。

本議題は、消費者の健康保護というよりも、国際貿易で問題を生じさせないためという意味合いが強い。何故なら、食事由来カドミウムの総暴露量へのチョコレートおよびカカオ製品の寄与率は低く、「ML は総暴露量への寄与率が高い食品のみに設定すべき」という ML 設定の原則にはあてはまらないが、貿易障壁対策のためにという輸出国側である途上国からの要求を受け入れ新規作業となった。これには、EU でココアおよびココア製品中のカドミウムの規制 (委員会規則 No 488/2014) が 2019 年 1 月 1 日に発効することが影響している。

今期会合で EWG から提示された結論・勧告は、ML 適用の対象品目を明確な根拠を示すこと

なく EU 規制と全く同じにしており、しかも ML 案の値は違反がほとんど出ないようなレベルであったため、EWG 参加国や他の輸出国さえからも、根拠を示すべき、値をより低くすべきといった反対の意見が多く出されていた。

### 我が国の課題

今後、輸入国側である我が国に求められているのは、ML 設定の原則に従った検討となるよう促す意見や汚染実態データを提出することで議論に貢献していくことである。また、ML が設定された暁には、我が国での当該品目の摂取量と暴露によるリスク、貿易・経済上の影響等を考慮した上で国内での対応を検討する必要がある。

## **7. 魚類中のメチル水銀のガイドライン値の見直しについて**

Codex では、現行 GL として、捕食性魚類 (predatory fish) について 1 mg/kg、その他の魚類 (non-predatory fish) について 0.5 mg/kg が設定されている。しかし、CCFAC において GL 値の見直しの必要性と他のリスク管理オプション等の検討が提案され、FAO/WHO 専門家会合の結論を踏まえた上で議論することとなった。FAO/WHO 専門家会合 (The Joint FAO/WHO Expert Consultation on the Risks and Benefits of Fish Consumption : 2011) では、魚食によるリスクを最小化してベネフィットを最大限に得られるリスク管理/コミュニケーション対策を行うことを勧める結論が出された。これを受けて、現在は CCCF で新規作業とするか検討するための討議文書作成の段階であり、設置された EWG (議長国：日本、副議長国：ノルウェー) で議論されている。

これまで、GL を見直して ML 設定を検討することが概ね支持されているが、一方で魚食指導が有効であり基準値設定そのものが必要ないとの意見も根強くある。リスク管理として魚食指導が有効であることは多くの国が同意しているが、WHO 代表から、魚食パターン及び

魚種の違いなどの地域特性に応じて国際レベルではなく国家レベルで検討する方が適当であると指摘され、魚食指導については CCCF では議論されないことになった。

EWG の議論は二転三転し、毎年振り出しに戻っている。第 9 回 CCCF に向けては、EWG 議長国である日本が討議文書を作成し、貿易量、メチル水銀濃度、汚染実態データの有無、魚食によるベネフィットをもとに、ビンナガマグロ (Albacore) とメバチマグロ (Bigeye tuna) が ML 設定の対象魚種になると判断できることや、これらの魚種はフィレー等になると他のマグロとの区別が難しいとして対象をマグロ類 (all tuna) とする案などを提案した。また、ML 案を 1、2、3、4、5 mg/kg と仮定した場合の違反率の比較結果も示した。しかし、EWG では ML 設定を指示しない意見も多く、合意が得られていなかった。第 9 回 CCCF では、議論の末、ML 設定の検討を継続し、総水銀でのスクリーニングを認めることとなった。ただし対象魚種については、メチル水銀を蓄積しやすいサメ (shark)、カジキ (swordfish/blue marlin) が今回の貿易量に基づいた判断基準では対象魚種に含まれなかったことを懸念する意見が多数出されており、再度設置された EWG (議長国：日本、共同議長国：ニュージーランド) では、マグロ類だけでなくそれらの魚種も対象に含めて ML 案 (より狭い範囲で) を検討し、次回会合に向けて討議文書を準備することで合意した。また EWG では、追加データの提出を参加国に促し、異なる ML 案での暴露評価を実施することとなった。

## **8. 放射性核種に関する討議文書について**

国際原子力機関 (IAEA) 事務局が FAO と WHO と共同で、食品と飲料水に含まれる放射性物質の基準を議論する国際機関間の作業部会を設置し、各種の国際基準の間で大きな違いはないものの、議論すべき事項として、(1)Codex GL を適用する食品生産の段階、(2)原子力及び放射線に係る緊急事態発生後、食料

貿易においてこれらの GL を適用すべき期間、(3)食品中の放射性物質に対する国際的に妥当性確認された分析法の特定、(4) Codex GL の導入を強化するためのサンプリングプランの開発、の 4 点を指摘した。これを受けて設置された EWG (議長国：オランダ、共同議長国：日本)では、IAEA 作業部会からの指摘について議論していた。

第 9 回 CCCF では、議論の末、国際放射線防護委員会 (ICRP) が線量係数の改定作業を現在行っていることを受けて、その改定作業の結果が出るまでは更なる作業の必要はないということ合意された。

## 9. 香辛料中のかび毒汚染について

第 8 回 CCCF においてインドが香辛料について、インドネシアがナツメグについてアフラトキシンの ML 設定を新規作業とすることを提案した。これを受けて、新規作業とする前に CCCF で取り扱うべき香辛料とかび毒を確認するための EWG (議長国：インド、共同議長国：EU) が設置されていた。EWG では、優先的に検討すべき香辛料 10 種 (唐辛子、パプリカ、ナツメグ、ショウガ、ターメリック、コショウ、クローブ、ニンニク、ゴマ、マスタードシード) を選択して優先リストを作成し、それら香辛料については総アフラトキシンの ML を設定すべきであるとの勧告をまとめた。第 9 回 CCCF では、ゴマは油糧種子であるためリストから削除すべきとの意見や、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) での作業及び残留農薬部会 (CCPR) が作成した食品・飼料分類も考慮すべきこと、一部の地域で重要品目であるシナモンを追加すべきといった意見が出された。議論の末、ML を設定すべき香辛料/かび毒の組み合わせ、ならびにその正当性を明確にし、更なる優先順位付けの必要があることが

ら、EWG (議長国：インド、共同議長国：インドネシア及び EU) を再度設置し、次回会合に向けて香辛料中のかび毒の ML 設定に関する新しい討議文書とプロジェクトドキュメントを作成することで合意した。

香辛料の摂取量は多くないため、本議題は消費者の健康保護よりも主な輸出国である途上国への経済的影響と貿易障壁を防ぐという傾向が強い。今後、EWG において優先的に ML 設定を行う香辛料/かび毒の組み合わせがさらに絞られる予定であり、次回会合では EWG から提案された香辛料/かび毒が ML 設定の対象として妥当であるかを判断した上で、新規作業とするか議論されることになる。新規作業として総会で承認された場合には、香辛料の中には加工の程度により「香辛料」ではなく「野菜」として扱われるものや、複数の香辛料のミックス製品もあることから、まずは ML 設定の対象品目の定義を明確化することが重要になるであろう。我が国の対応としては、EWG の動向を見つつ、ML 設定の対象となりそうな香辛料/かび毒の検査およびデータ提出について準備しておくことが求められる。

## D. 研究発表

・登田美桜(2014), 「FAO/WHO 合同食品規格計画第 8 回食品汚染物質部会」, 食品衛生研究 Vol.64, No.10, pp.17-33

## E. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

## 謝辞

CCCF での我が国の対応について、丁寧なご指導と多くの貴重なご助言をいただいた山田友紀子博士にこの場をかりて心から厚く御礼申し上げます。